

君津市男女共同参画推進懇話会会議録

1. 開催日 令和5年7月13日(木)
2. 時間 午後3時00分から午後3時55分
3. 開催場所 君津市役所 5階大会議室
4. 議題 (1)会長、副会長の互選について
(2)第5次君津市男女共同参画計画における令和4年度事業実績及び令和5年度事業目標について
(3)パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について
5. 公開又は非公開の別 公開
6. 出席委員 17名
齋藤 利生 佐藤 壽次 三辻 淳子 齋藤 裕美子
一法師 雅巳 野老 桂子 石川 あけみ 鈴木 恵子
竹内 きみ江 武田 富士子 鎌田 弘毅 廣瀬 裕美
原田 博 石川 昭一 早川 令子 井上 美代子
壁屋 元生
7. 出席職員 7名
市民生活部長 茂田 達也
市民生活部次長 茂木 一也
市民活動支援課長 野村 出
市民生活係長 水村 惇志
市民相談係長 入江 久美子
市民相談係主任主事 堀口 亜梨紗
市民生活係主任主事 若竹 裕美
8. 傍聴者 なし

開会(午後3時00分)

事務局 ただいまより、令和5年度君津市男女共同参画推進懇話会を開会いたします。

議事に先立ちまして、市長より委員の皆様に委嘱状の交付を行います。

— 委嘱状交付 —

事務局 以上で、委嘱状の交付を終わります。

なお、本日は、齊藤敦委員及び小川美智子委員からご都合により欠席との連絡がございましたので、ご報告いたします。

それでは、石井市長より挨拶を申し上げます。

— 市長挨拶 —

事務局 ありがとうございます。

さて、本日は、年度も変わりまして、初会議となり、委員の交代もございました。つきましては、これから自己紹介を委員の皆様をお願いいたします。事前にお送りしている委員名簿順によりまして齋藤利生委員から、自己紹介をお願いいたします。

委員 — 委員自己紹介 —

事務局 ありがとうございます。

続きまして、事務局職員の紹介を茂田市民生活部長から行います。

— 事務局職員紹介 —

事務局 ここで、石井市長については、公務のため退席いたしますので、ご了承くださいませようお願いします。

— 市長退席 —

事務局 それでは、議事に移りたいと思います。本来ならば、ここからは懇話会設置要綱第六条第一項により会長が議長となり、進めるところですが、まだ会長が選出されておられません。会長が選出されるまでの間は、事務局で進行させていただきますのでよろしくお願いいたします。

事務局 それでは、会長が選出されるまでの間、議長を務めさせていただきますので、よろしくお願いします。

では、議題に入らせていただきます。

本会議は、君津市審議会等の会議の公表に関する規則に基づき公開されておりますが、本日の傍聴はありません。また、本会議の会議録は、後日、市のホームページで公開されますのでご了承願います。

それでは、議題の一、会長及び副会長の互選についてですが、懇話会設置要綱第五条第二項において、会長及び副会長は、委員の互選により決めるとされております。本日は、まず、委員の皆様には会長のご選出をお願

いたします。どなたかご意見ございますか。

壁屋委員 会長については、慣例で議会選出の委員の方が勤められているので、齋藤利生委員がよろしいかと思えます。

事務局 ありがとうございます。今、壁屋委員から齋藤利生委員に会長をお願いできればということで話がありましたが、よろしいでしょうか。

委員 異議なし。

事務局 ありがとうございます。それでは、齋藤委員に会長をお願いします。早速ではございますが、齋藤会長におかれましては、前の席にお移りいただき、一言ごあいさつをいただき、引き続き議事の進行をお願いいたします。

齋藤会長 — 会長挨拶 —

齋藤会長 それでは、議事の進行をさせていただきます。皆様にはご協力をお願いいたします。会議次第にそって進行させていただきます。

次に副会長の互選ですが、副会長についてはいかがでしょうか。どなたかご意見ございますか。

壁屋委員 これも従来と同じように、当懇話会に関する経験が豊富な早川委員が適任ではないかと思っております。いかがでしょうか。

齋藤会長 ありがとうございます。それでは、早川委員に副会長をお願いできればと思いますが、皆様いかがいたしましょうか。

委員 異議なし。

齋藤会長 ありがとうございます。それでは、副会長は早川委員をお願いします。早川副会長におかれましては、前の席にお移りいただきまして、一言ごあいさつをいただければと思います。

早川副会長 — 副会長挨拶 —

齋藤会長 それでは、次の議題に移ります。議題の二、第五次君津市男女共同参画計画における令和4年度事業実績及び令和5年度事業目標について、事務局より説明をお願いします。

事務局 事業実績及び事業目標説明に先立ちまして、初めての委員の方もいらっしゃると思いますので、君津市における男女共同参画計画について、ご説明させていただきます。

平成11年に、国は「男女共同参画社会基本法」を制定いたしました。そのなかでは、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等、我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重し、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる、男女共同参画社会を目指すことを重要な課題として掲げ、全国的に県、また各市町村で計画を策定し取り組んでいる

ところでは、

本市においては、平成14年度から第1次、以降第4次まで続きまして、令和4年度からは、第5次男女共同参画計画として、「みんなが輝くまち・きみつプラン」を策定しております。

男女共同参画計画は、基本計画と事業計画で構成されております。計画書の10ページをお開き下さい。計画の体系を示しております。

基本計画におきまして、3つの基本目標を設定しております。

基本目標の一つ目として、「多様性を認め合うまちづくり」と定め、その課題として、「男女共同参画社会実現に向けた意識づくり」「学びの場における男女共同参画の意識づくり」を挙げております。

基本目標の二つ目は、「誰もが活躍できるまちづくり」と定め、その課題として「女性活躍社会の実現に向けた基盤づくり」「働く場における男女共同参画の促進」「仕事と生活の調和（ワークライフバランス）の推進」を挙げております。

基本目標の三つ目として、「安心して暮らせるまちづくり」と定め、その課題として「あらゆる暴力を根絶する社会づくり」「誰もが安心して暮らせる環境の整備」「生涯を通じた健康支援」「防災分野における男女共同参画の促進」を挙げております。

ただ今申し上げました、それぞれの課題を解決するため、58の具体的施策を各事業課にて展開しております。それでは、各施策における令和4年度の事業実績と令和5年度の事業目標を担当からご報告させていただきます。

事務局

それでは、第5次君津市男女共同参画計画における令和4年度事業実績及び令和5年度事業目標について、ご説明させていただきます。

A3両面のカラー刷りの資料「令和5年度君津市男女共同参画計画実施調査票」をご覧ください。こちらが、計画内の事業一覧になっております。まず、この調査票の記載についてご説明いたします。

調査票の左側から順に、基本目標、基本的な課題、施策の方向性、事業名およびその内容の説明がございます。そこからさらに右に行きますと、「男女共同参画計画の関係する指標」がありまして、計画策定時に指標を設定しているものは、その内容が記載され、それに伴う数値関係がその右側に入っています。そのさらに右側部分が、事業の進捗管理を行うため、それぞれの事業担当課が令和4年度の事業実績の評価と、令和5年度の目標設定を行った内容となります。

実績の達成度は、調査票の右上に説明がございますとおり、A：予定通り実施、B：概ね予定通り実施、C：予定の半分程度実施、D：予定の半

分未満実施の4段階評価となります。

また、本日追加で配布させていただきました、A3両面の資料「令和5年度君津市男女共同参画計画実施調査集計票（令和4年度達成度）」をご覧ください。こちらに、3つの基本目標ごとの達成度を集計してございますので、併せてご参考としていただければと思います。

それでは、各基本目標についての令和4年度実績及び令和5年度目標についてご説明させていただきます。カラー刷りの調査票に戻っていただきまして、1ページ目をご覧ください。

基本目標1、「多様性を認め合うまちづくり」については、事業番号1から11までの、11の事業に取り組んでおり、A評価が6事業で54.5%、B評価が5事業で45.5%となりました。

それでは、基本目標1について、主だった事業をご説明いたします。

事業番号1「人権問題講演会・セミナーの開催」ですが、内容は「人権問題に対する理解と認識を含め、市民の皆さまの人権意識の向上を図っていくため、外部講師の方をお招きし、講演会やセミナーを開催する」というもので、令和4年度は、ドイツ文学翻訳家の池田佳代子さんを講師にお迎えして講演会を実施し、78名の参加がありました。令和4年度の目標は「人権問題講演会・セミナー参加者へのアンケートで、人権問題への関心や理解が深まった人の割合を100%にする」、となっていたところ、実績としては、その割合は87%という形で、前年度と比べて13%の減となりました。この結果を受けて、令和5年度目標としては、「人権問題への関心や理解が深まった人の割合を100%にする」としております。

次に、同じく調査票1ページ目の事業番号4「男女共同参画週間事業の実施」ですが、内容は「6月23日から29日の男女共同参画週間に合わせ、周知、啓発に努める」というもので、令和4年度は、市ホームページやSNSを活用した周知、また、市役所1階にありますサテライトスタジオ「STUDIO（スタジオ）きみつ」から、かずさエフエムの出張番組「Kia Ora（キア・オラ）きみつ」にて周知を行いました。また、中央図書館が改修工事のため休館だったことから、生涯学習交流センターの図書館臨時窓口にて、小規模ながら関連資料の展示を行い、啓発に努めました。令和5年度については、市ホームページ、SNSに加え、広報誌での周知や、啓発チラシの発行、中央図書館での特設コーナーの設置による啓発を目標とし、先月6月に実施したところです。

次に、調査票の2ページ目をご覧ください。

基本目標2、「誰もが活躍できるまちづくり」については、事業番号1

2から38までの、27の事業に取り組んでおり、A評価が13事業で48.1%、B評価が11事業で40.7%、C評価が3事業で11.1%となりました。

それでは、基本目標2について、主だった事業をご説明いたします。

事業番号15「女性従業員リーダーシッププログラムの実施」ですが、内容は「ありたい姿に向けて一步を踏み出す女性の育成やネットワーク構築を目的として、セミナーを実施する」というもので、令和4年度から新規事業として3回連続講座で実施し、市内在住・在勤の女性20名の参加がありました。参加者アンケートでセミナーの内容について満足と回答した人の割合は93.48%となっており、働く女性のリーダーシップの育成や、ネットワーク構築の場とすることができました。

また、一つ下の事業番号16「市内事業所の経営者・管理職実践セミナーの開催」についても新規事業として実施し、市内事業所の経営者・管理職の方10名の参加がありました。参加者アンケートでセミナーの内容について満足と回答した人の割合は80%となっており、市内事業所に対し、女性活躍や多様な働き方、ワーク・ライフ・バランス推進について理解を促す機会とすることができました。

引き続き、これらのセミナーについて継続して実施し、女性の人材育成支援や市内企業への男女共同参画の推進を図ってまいります。

次に、調査票の3ページ目をご覧ください。

事業23「女性の応募率の向上促進」ですが、内容は「優秀な人材確保のため、女性にとって働きやすく魅力的な職場であることを、SNSなどを活用し広くPRすることで、女性の応募人数を増やす」というもので、「新規採用者に占める女性の割合」が関係指標となっています。

令和4年度について、年度目標は「採用試験の募集時に働きやすい環境等をPRするチラシを作成する」、となっていたところ、実績としては、「PRを行ったことにより、採用者における女性の比率は上昇した」となり、比率としては61.1%となっております。令和5年度についても、「採用試験の募集時に積極的なPRを行う」という形で、引き続き努めてまいります。

調査票の4ページ目をご覧ください。

基本目標3、「安心して暮らせるまちづくり」については、事業番号39から58までの、20の事業に取り組んでおり、A評価が9事業で45.0%、B評価が6事業で30.0%、C評価が4事業で20.0%となりました。

それでは、基本目標3について、主だった事業をご説明いたします。

事業番号43「配偶者暴力に関する相談窓口の周知」ですが、内容は「配偶者暴力被害者の早期相談を促すため、『女性相談カード』『男性相談カード』を市内公共施設や商業施設等のトイレに貼付・配布し、相談窓口等を周知する」というもので、令和4年度は、DV相談ステッカーの設置個所を大型商業施設やスーパーを中心に11か所増やし、相談窓口の周知に努めました。令和5年度についても、設置個所10か所の増設を目標とし、令和8年度までに設置個所100か所以上を目指してまいります。

また、事業番号41「配偶者暴力に関する相談体制の整備」に記載してございますが、配偶者等からの暴力に関する相談については、令和4年度は年間で17件の相談がありました。今後も、相談に対し適切に支援するため、関係機関と連携を図りながら、速やかな対応に努めてまいります。

次に、調査票の5ページ目をご覧ください。

事業番号56「地域防災への女性の参画の促進」ですが、内容は「避難所の運営等における男女共同参画の推進を図るため、女性の視点を取り入れた避難所運営訓練を実施する」というもので、令和4年度については、総合防災訓練において、感染症対策やプライバシーの保護に配慮した間仕切りを設置する避難所開設・運営訓練を実施いたしました。

令和5年度についても、女性の視点を取り入れた避難所運営訓練を年1回以上実施できるよう取り組んでまいります。

総合実績といたしまして、令和4年度の目標達成度を平均化してみると、全58事業中、A評価が28事業で48.3%、B評価が22事業で37.9%、C評価が7事業で12.1%であり、A評価、B評価の合計は86.2%となっており、全体的には概ね達成できているものと考えられます。

事業の実績及び目標については、本日の懇話会でご意見等をいただき、取組への反映に努めていければと考えています。

また、担当課に対し、前回の事業実績を評価し、また、設定した事業目標について目標を達成するよう働きかけ、施策を着実に推進してまいります。

以上で、事務局の説明を終わります。

ただ今、説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

事業番号23番の市役所の新規採用の女性の割合を35%とするということですが、今現在、実際の応募される方の男女比はどれくらいになっているかお分かりでしょうか。要するに、応募する人が35%くらい

齋藤会長
鎌田委員

にいかないことには、男女が同じような成績で受かったとしても35%いくのは中々難しいわけで、逆に言うと応募している人が10%くらいしかいないのに、それを35%にするというのは逆に不思議なことになってしまうので、どれくらいの応募比率があるのか、ちょっと知りたいと思いました。

事務局 ただいまご質問いただきました、事業番号23の応募の段階での男女の比率についてですが、申し訳ありませんが、具体的な正確な数の把握が今現在できていないところであるので、そこについては確認をしまして回答させていただければと思います。おそらく採用という部分で様々な職種、事務職であったりですとか、保育士であったりですとか、消防の関係であったりですとか、職種によっても若干変わってくる部分もあるとは思うので、その部分も含めて確認をさせていただきたいと思います。

齋藤会長 今のご意見につきましては、事務局で内容の整理をしていただき、今後の事業展開に生かしていただくため、事業担当とも共有願います。

また、資料をご覧いただきまして、今後のご意見やご質問につきましては随時、事務局で受付することですので、市民活動支援課までご連絡下さいますようお願いいたします。他にご質問はよろしいでしょうか。

それでは、次の議題に移ります。議題の三、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、事務局より説明をお願いします。

事務局 それでは、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度について、ご説明いたします。着座にて失礼いたします。

令和4年に策定した「みんなが輝くまち・きみつプラン」の基本理念である「市民一人ひとりがそれぞれの多様性を認め合い、誰もが自分らしく輝ける社会を実現するために」ということで、パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度を導入しようとするものです。

「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、同性・異性に関わらず、パートナーや大切な人を家族として宣誓し、市がこれを認めるということです。

宣誓することにより市から証明書及び証明カードが交付され、家族であることが証明されることにより、公営住宅へ家族として入居が可能、病院での付き添いや同意事項への手続き、銀行や保険などへの手続き等、様々な場面で家族として認められるようになっております。

導入の状況につきましては、全国では278自治体、県内では8つの市で導入しており、近隣では木更津市が本年4月より導入し、既に3組の実績がございました。

本市では、検討するにあたり令和5年1月に、市民等を対象としたウェブアンケートを実施し、432件の回答をいただきました。

アンケートの結果、約87%の方が現代社会ではLGBTQには生きづらいていると思っており、約75%の方が、本制度は必要であるとの回答でありました。

今後の社会的動向を鑑みても、多様性を尊重する社会が加速することが想定される中、本市としましても導入に向けて検討をすすめてまいります。

内容につきましては、資料により説明させていただきます。資料の方をご覧ください。

「1 趣旨」につきましては、先ほど述べたとおりとなります。

「2 概要」について説明します。「パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓制度」とは、宣誓する人は、どんな性別でも構わず、事実婚を含め、パートナーや大切な人を家族として宣誓できます。

また、パートナーの宣誓をした方に子どもや親がいた場合も、ファミリーシップとして併せて家族となることを宣誓できます。

(1) パートナーシップの定義につきましては、同性・異性を問わず、お互いを人生のパートナーとし、経済面、生活面又は精神面でお互いに協力し合う関係になります。

(2) ファミリーシップの定義につきましては、パートナーシップ関係にある2人の子や親を家族として、日常生活において協力し合う関係になっております。

(3) パートナーシップ宣誓を行うことができる者は、成年（18歳）である他、市内在住、市内への転入を予定（アパート借りる際に証明書必要）している、当事者以外のパートナーがいない、近親者の関係にないこととなります。

(4) 必要書類、(5) 交付する書類につきましては資料のとおりです。

(6) その他に記載していますとおり、制度実施に伴う具体的サービスにつきましては、市のホームページ等で随時公表するなど丁寧に説明していく必要があると考えています。可能なサービスの内容につきましては、本市のサービス拡充を含め、更なる検討を行います。

「4 今後の予定」につきましては、この後、医師会に説明して意見等を伺い、議会報告などを経て、来年4月の運用開始に向けて進めてまいります。

本市が制度の創設を進めるにあたり対象者の範囲について、2点、皆様からご意見をいただきたい点がございます。

1点目はパートナーシップの宣誓を行うことができる者の範囲として、性的マイノリティに限定するか、事実婚関係にある異性カップルも含めるかという点です。

多様性を認めることで誰もが生きやすい社会を目指すことから事実婚も認定に加えるというのが、全国的な流れであり、県内導入済みの8市のうち7市が事実婚を含めており、残りの1市も現在検討しているところではあります。

本市で1月に実施したアンケートでも、「パートナーシップの対象者を同性カップルのみに限らず、異性カップルも含む必要がある」と回答した方が全体の58%となり、「同性カップルのみでよい」の18%を大きく上回る結果となりました。

導入にあたりましては、生活圏が同じである近隣市で協議を進めており、病院や不動産、金融機関等における対応が、同じ生活圏で異なることの無いよう配慮し、制度の対象者につきましては、既に宣誓を行っている近隣市と歩調を合わせることも重要であると考えます。

本市においても、事実婚関係にある異性カップルも含めるかという点について、ご意見を伺いたいと思います。

2点目としましては、パートナーシップを宣誓したカップルの子や親も家族として宣誓するファミリーシップ制度の対象者についてです。

現在多くの自治体で、家族として宣誓できる者を「未成年の子」に限定していますが、木更津市においては「子又は親」としており、年齢制限も設けていません。

木更津市へ確認しましたところ、パートナーのどちらかが亡くなった場合に、パートナーの子と親、つまり孫と祖父母の関係が切れてしまうことを避けるためにそのような制度設計にしたとのことでした。

全国的に見れば、子に限らず、親も含める例は広がってきており、本市でも少子高齢化が進んでいる現状を鑑みれば、年齢制限を設けず対象者を子又は親とすることが妥当であると考えております。

以上を踏まえ、ファミリーシップ制度の対象者についてご意見を伺いたいと思います。宜しく申し上げます。

齋藤会長

ただ今、説明が終わりましたが、何かご質問ございますか。

他に議題全体を通して何か質問等があればお願いします。

事務局

先ほどの議題の中で、鎌田委員よりご質問のあったことについて、答えさせていただきます。市役所の採用人数における女性の割合ということでご質問がございました。それにつきまして、今週の日曜日に採用試験の二次試験があったところですが、その時点での男女比率とい

うことで、参考に答えさせていただきます。全体では51名の方が試験を受けておまして、男性が31名、女性が20名ということになりますので、女性の割合は40%ということになります。以上です。

齋藤会長

ありがとうございます。他に委員の方、何かご質問があれば。

それでは、ないようですので、以上をもちまして、本日の議題はすべて終了いたしました。

これにて議長の任をとかせていただきます。皆様、本日はご協力ありがとうございました。

事務局

齋藤会長、どうもありがとうございました。以上をもちまして会議を終了いたします。

委員の皆様には長時間にわたりご協力をいただき、ありがとうございました。

閉会(午後3時55分)